

郡区町村編制法下の戸長役場と村組（下）

—滋賀県神崎郡金堂村の場合—

高 久 嶺 之 介

はじめに

一、金堂村の地理的位置と小区域制

二、郡区町村編制法下の金堂村戸長役場の構成員と村行政

(1) 戸長役場の構成員

(2) 戸長役場構成員の階層性と給与

(3) 戸長役場の仕事

三、戸長役場をささえる体制——組惣代と伍長——

(1) 三つの村組と組惣代の成立

(2) 村組と組惣代の役割

(3) 伍組と伍長
（以上五一号）

四、村の協議機関

(1) 滋賀県町村会規則

(2) 組頭寄から組長寄へ

(3) 寄合から集会（会議）へ

(4) 村会成立以前の協議事項

(5) 集会から村会へ (以上五二号)

五、連合戸長役場体制以降の金堂村 (以下本号)

(1) 連合戸長役場時代

(2) 町村制施行以降

おわりに —— 変遷の意味 ——

五、連合戸長役場体制以降の金堂村

(1) 連合戸長役場時代

一八八五（明治十八）年五月二八日、滋賀県は、甲第六四号により県内で一九九の「戸長役場所轄区域及役場位置」を布達し、七月一日より連合戸長役場体制が実施されることになった。⁽¹⁾ 内務省は、ほぼ五町村・五〇〇戸を基準に一つの連合戸長役場区域としたが、金堂村が含まれた区域は、金堂村（二〇五戸）、石川村（二九戸）、塚本村（六八戸）、川並村（二七〇戸）、石馬寺村（八八戸）、七里村（九八戸）、下日吉村（一一三戸）の七カ村、総計八七一戸の区域であった。⁽²⁾ 連合戸長役場は、金堂村に置かれた。連合戸長役場の役場事務所がどこに置かれたかについては金堂区有文書に史料はなく、また新築されたような様子も見られないことから、従来の金堂村戸長役場があてられたと思われる。

金堂村外六カ村の連合戸長がどのようにして選出されたかは、詳細にはわからない。滋賀県は、一八八四（明治十七）年五月二二日、丙第四五号で各郡役所に、「今般戸長撰挙条例廃止候ニ付テハ郡下町村戸長病歿又ハ辞職等

ニ因リ欠員ヲ生シ候場合ニ於テハ参考ノ為メ其町村人民ヲシテ五名ヲ公選セシメ當選人五名ノ内何レカ適任ノモノナルヤ其役所ニ於テ篤ト取調意見ヲ付シ具状スヘシ、町村連合ニ係ル戸長ヲ公選セシメ候節ハ毎町村ヨリ同数ノ選挙委員ヲ出シ其選挙委員ヲシテ之ヲ投票セシメ、前文ノ例ニ依リ具状方取斗ヘシ」、という方法、すなわち複選公選制を加味した官選制を指示した。そして、八月一三日、乙第六〇号で「戸長職務条例」を出して、「戸長ハ事ヲ県令若シクハ郡長ニ受ケ法律命令ヲ部内ニ示シ町村内ノ事務ヲ總理ス」と戸長の性格規定を行ない、戸長に対する官僚的把握の度合いを格段に強めた。⁽³⁾ 金堂村で連合戸長の選出にあたつて、村の選挙委員がどのようにして選出されたか史料がない。要するに、この制度からすれば、連合戸長の選出の形式的主体は郡役所に移つたのである。金堂村外六カ村連合戸長役場の初代連合戸長に選ばれたのは金堂村の塚本久蔵であつた。この人物については、金堂村北組に居住し、一八七七年六月段階での等級・戸別割は四等・一軒二分五厘であり、⁽⁴⁾ 戸長や組惣代の経験のない人物という以外にはわからない。すくなくとも、現在の史料では、この連合戸長が行政経験豊富な人物であつたとは断定できないし、どのような行政を行なつたのかその事績はまったく見えてこない。

連合戸長役場体制は、一八八五年七月一日にスタートしたが、旧戸長役場から連合戸長役場への事務引継ぎは八月から九月にかけて行なわれた。八月一八日、旧戸長河添源次郎より金堂村惣代辻源兵衛に対し、戸籍簿ほか一冊の村役場帳簿を連合戸長役場に引き渡す通知があり、ついで九月五日、旧戸長河添の代理である旧書役寺村治郎より金堂村外六カ村戸長塚本久蔵に対し、四一冊の諸帳簿および書類引継ぎが行なわれた模様である。⁽⁵⁾

この時、引継ぎが行なわれた諸帳簿及び書類は次のように多数にのぼる。⁽⁶⁾

「戸籍簿」一冊、「送入籍出産死亡増減ニ係ル諸帳簿」一冊、「送籍証」一七〇枚、「入籍証」一六六枚、「誕生簿」一冊、「他へ寄留人名簿」一冊、「明治十八年一月一日現在取調書」三枚、「印鑑

簿」一冊、「出産死亡結婚月報並各自ヨリ届書」一四八枚、「認許ノ証」一五枚、「犯罪者ニ係裁判通知書」二枚、

「勸業ニ係ル諸物産統計表」二四枚、「国民兵名簿」一冊、「徵兵下調簿」一冊、「徵兵及国民兵各自届」二冊、

「国民兵及徵兵異動届控」三冊、「徵発物件取調表」一枚、「徵発用物品売買取調表」一枚、「県郡村徵發物品數

明細簿」四冊、「地所建家売買公証割印簿」二冊、「地所建家質入書入公証割印簿」三冊、「更正野帳」四冊、「地

券台帳」二冊、「地籍」一冊、「地位等級帳」一冊、「全繪図」一枚、「地目交換地価査定願控書」一冊、「營業台

帳」一冊、「諸台帳」一冊、「自家用料酒製造台帳」一冊、布告達及諭達類、戸長役場印章四個、「新地田租稅收

納元帳」一冊、「國稅金收納月計簿」一冊、「時々收入諸稅收納元帳」一冊、「諸營業國稅前後半期收入簿」一冊、

「十八年度村費議決錄」一冊、「戸籍人員ニ関スル年齢簿」一冊

要するに、戸籍関係、徵兵・徵発関係、土地関係、租稅および地方稅関係、當業関係、などはすべて連合戸長役場へ帳簿等が引き渡されたのである。したがつて地所建物等の公証事務も連合戸長役場に引き継がれた。村の自律性が喪失していく第一歩がこの連合戸長役場体制の成立によつて引き起こされたのである。このことの意義は重要である。

連合戸長役場体制に移行することによつて、金堂村の行政の仕組みは大きく変わつていった。史料上の制約から不明な点もあるが、特徴的な点のみ述べておこう。

第一は、村の事務体制の変化である。戸長は連合戸長役場に置かれることになつたため、村の戸長や書役は廃止になつた。寺村治郎も書役の座を退くことになる。⁽⁷⁾ かわつて村を差配する役職として総代が置かれることになつた。村総代である。連合戸長役場成立時の村惣代は辻源兵衛である。村総代の執務は、その後の名称の取締が、自宅で執務したことを考えると、自宅での執務であつたと思われる。一八八六（明治一九）年七月村惣代が廃止され、九

月取締という役職が生まれる。史料Eの一八八六年九月一日条に次のような記事がある。

九月一日臨時集会、總代役七月被相席候ニ付今般村方戸長件外之事務ヲ取者壱人、名前ハ取締トシテ年給六十円ニテ我宅ニ於テ事務可致様伍長一同へ披露ス、伍長ニ於テハ取締人壱名選挙致候、其選挙票開票致候ハ、一番札二十四点辻源兵衛、四点河添源次郎、武点塚本利右衛門ニ候間、壱番札辻源兵衛ヲ以當選人ト相成候也、此時伍長ヘ村規改正致候ニ付箇条相渡置候間、伍長ニ於テハ組下へ呼渡シ、其上調印ヲ取相廻シ候様ニ依願致置候也、虎刺粒病竜田村迄參候間、地藏会猶其外角力等ノ義ハ當分之内見送リ置候様申渡シ置候也

この記事から、①村方の事務を執るものとして取締を置く、②取締は年給六〇円として年給として自宅で事務を執る、③取締の選出は伍長衆（この時、四一人いたと思われる⁽⁸⁾）が行い、二四点で辻源兵衛になつた（村惣代からの継続）、④この取締の体制ができた段階で、村規則の改正が行なわれ、伍長へ「村規則」が渡された、ということがわかる。改訂された一八八六年九月の「村規則」の内容は、すでに本稿「郡区町村編制法下の戸長役場と村組」（中）に表6として掲載しているが、単に村役職の変更のみならず、村のあり方が根本的に変化したことを指し示している。以下、それ以前と対照させてこの変化を見てみよう。

一八八六年九月の「村規則」の重要な改正点は、表面的には戸長役場の名称が金堂村ほか六カ村の戸長役場を指し、金堂村を代表しその差配をする名称として取締が登場したことであるが、その具体的な変化は次のようなものである。①地租および地方税、さらに連合戸長役場の費用などは連合戸長役場より直接各自へ切符が渡され、徴収されるようになつたこと（ただし切符渡し、徴収には村の役職の介在はあつたろう）、村の協議費のみは取締より切符が渡され、徴収されるようになつたこと⁽⁹⁾、要するに、連合戸長役場以上が公的費用とされ、村の費用は私的なものとされた（第二条）、②他所への寄留出稼ぎ、他所への転籍、他所より入籍、地所を他村へ売り渡す際の村内代理人

の確証などは連合戸長役場体制以前は村の戸長役場へ手続きをとっていたが、以後は村の取締をへて取締の承諾のうえ連合戸長役場へ公証の手続きをなすことになった（第四条、第五条、第八条、第一〇条、第一九条、第二二一条）。

③村委会に関する規定が削除されたこと、すなわち連合戸長役場体制以前の一八八五年一月の「村規則」では、村委会を開設し、一ヵ年の経費予算の原案や臨時施行の件を村委会に提示し、村委会議員の審議・決議をうける（旧第二条、旧第三条）、となつていたが、これらの条文がまったく「村規則」上から削除されたのである。以上の①②③から、「村規則」上も、連合戸長役場へ公的業務が全面的に移行したことが確認できるのである。

第二に、村の協議機関はどうなるか。「明治十四年八月改同廿七年十一月迄諸事議定簿」（史料E）では、一八八五年七月一七日の記事に「臨時村委会」という名称が使用されているが、その後一八八六年五月六日まで記事ではなく、この日以降の記事には「議員集会」もしくは「議員臨時集会」という名称が使用されている。つまり、「村委会」もしくは「臨時村委会」という表現はない。そして、これらの「集会」参加者は、村委会議員という名称ではなく、「議員」である。前述した「村規則」の変更からもわかるように、「村委会」および「村委会議員」という名称は連合戸長役場レベルの会議で使用されたのであろう。

「議員」の集会は、史料Eには、一八八六年五月六日から一八八七年七月一六日まで九回記録されている（別の言い方をすれば、一八八五年の連合戸長役場体制の成立から一八八六年五月まで記録がないし、一八八七年七月から一八八九年四月町村制施行の時まで記録がない）。「集会」の内容は、もちろん国政委任事務など関係のない村内部の問題に限定されている。⁽¹⁾この間、「議員」として登場するのは、外村宇兵衛（北組）、外村文治郎（西組）、安井弘之助（東組）、塙本利右衛門（東組）、中江勝治郎（北組）、河添源次郎（北組）、外村宗兵衛（西組）、磯辺平七（北組）、外村市郎兵衛（東組）、塙本利三郎（東組）などの人物で、塙本利三郎を除けば、商人層を中心とした村の有

力者層である。そして、「議員」の組別では、北組四名、東組四名、西組二名となつてゐる。また、この間改選が行なわれたかは不明であるが、個々の「集会」への「議員」の参加は、四五六名である。そして、次の「明治廿七年二月廿一日の記事」によつて、この「議員」によつて、金堂村外六カ村連合村委会あるいはそれ以上の広い規模の連合村委会⁽¹²⁾の出席者が選出されている。

明治廿七年二月廿一日、集会議員、外村宇兵衛、安井弘之助、塚本利右衛門、外村宗兵衛、外村市郎兵衛、外ニ補充員機部平七

一連合村委会亦ハ愛知神崎両郡ニ係ル會議ニ出席議設⁽¹³⁾、投票ニ相成候ハ、當選人左ノ如シ、中江勝二郎、辻源兵衛、安井弘之助、右三名ニ相成候也、但シ日當三拾錢、夜分ハ拾五錢、弁当料ハ一飯ニ付拾錢、壹里以内ハ人力車適宜、壹里以上ハ壹里ニ付五錢之割ヲ以人力車代渡スコト議定候也

なお、「議員集会」以外の伍長集会などについては、史料E「諸事議定簿」には記録がない。

第三に、村財政のあり方の変化である。表7は、一八八八（明治二）年度の金堂村の村費がどのようなものに使用されたかを示したものであり、表8はその費用の中で村単独の費用の内訳を示したものである。表7によれば、村費の中で郡長が管理する費目の予算割合が五八・八パーセント、連合戸長役場の戸長が管理主体となる村単独費額の予算割合が二三・三パーセント（村単独費額の決議割合一一パーセント）となる。また、連合戸長役場の費用として金堂村が負担する金額は金堂村負担額全体の一七・九パーセントであった。また、「明治二十一年度金堂村外六ヶ村連合村費支出予算議案」によれば、連合村費支出総予算は三九四円余であり、同年度の金堂村単独村費の三・五八倍であつた。これらの事実を通して、村の公共的側面の多くが連合戸長役場に移行したことを知りえよう。

表7 1888(明治21)年度金堂村収支予算負担額

費目	金額(円)	管理主体
勧業費	19.163	郡長管理
衛生会費	0.618	同上
教育補助費	259.249	同上
連合村費	84.87	戸長管理
〔戸別割〕	〔39.096〕	
〔営業割〕	〔13.50〕	
〔地価割〕	〔32.274〕	
単立村費	110.75	同上
(決議額)	45.20	
合計	474.65	
(決議額)	409.10	
決議額合計内訳	金額	割賦額
地価割	109.272	
(決議額)	74.493	地価百円につき22銭 地価百円につき15銭
戸別割	351.894	
(決議額)	321.107	1戸に付1円61銭3 厘6毛余
営業割	13.50	納税額1円に付12銭

(出典)「明治二十一年度金堂村費支出議定録」

(B-708)

(備考)①〔 〕は、内訳。

郡区町村編制法下の戸長役場と村組（下）

表8 1888（明治21）年度金堂村村費支出額

費目	予算（円）	決議（円）
会議費	2.90	1.50
〔雑給〕	〔0.65〕	〔0.25〕
〔雑費〕	〔2.25〕	〔1.25〕
土木費	13.90	6.90
〔道路修繕費〕	〔10.00〕	〔3.00〕
〔治水費〕	〔3.90〕	〔3.90〕
衛生費	13.45	9.15
〔災害予防費〕	〔8.45〕	〔7.20〕
〔警備費〕	〔5.00〕	〔1.95〕
救助費	10.00	10.00
災害予防費	58.00	20.40
〔災害予防費〕	〔1.00〕	〔1.00〕
〔警備費〕	〔57.00〕	〔19.40〕
勧業費	12.50	2.25
合計	110.75	45.20

（出典）「明治二十一年度金堂村費支出議定簿」

（B-708）

（備考）①〔 〕は内訳。

（2）町村制施行以降

一八八九（明治二二）年四月、町村制施行に伴う町村合併の結果、連合戸長役場の単位としての金堂村ほか六カ村は、そのまま新しい村である南五個庄村に移行した。旧来の金堂村は大字金堂になった。連合戸長役場の範囲がそのまま新村に移行したことであつて、町村合併にあたつては何らの紛擾も起きてはいない。

村から大字への引継ぎについて、史料E（明治十四年八月改同二十七年十二月迄諸事議定簿）に次のような記事がある。

明治廿三年一月十七日より廿日まで旧議員外村宇兵衛、塚本利右衛門、河添源次郎、安井弘之助、外村宗兵衛、中

江勝次郎、右者明治十八年七月廿三年一月十五日迄、惣代役、取締役引続諸帳簿取調差引計算済ニ相成候得共、辻源兵衛預り金之處二月廿八日限御渡申上約定ヲ以テ退席相成候也

一預リ金利子之義ハ取締永々勤続ニ付慰労トシテ取締へ被下候コト

一金員出納ハ廿三年ヨリ外村宇兵衛様ニ御依願相成候コト

一毎月末日ニ取締出納簿之写○外村氏へ差出シ候事ニ議定セリ

右之通帳簿取調済之上ハ旧議員ノ義ハ退役相成候コト

一南五個荘村字金堂村評議員壱組ニ式名伍長入札ヲ以撰挙候処、左ノ人名多札當選セリ

外村宇兵衛、外村市郎兵衛、外村宗兵衛、河添源次郎、外村宗兵衛、中江勝次郎

協議費帳 壱 協議費ニ係ル一切ノ件、諸手數料合セ入

神事簿 壱 後縁酒直シ料及拝殿費残額旧新牧組燈明料神事係リ杉苗合セ入

蔵米帳 壱

学校帳 壱 学校出納残金基本金勘定並残額授業料補助費受納簿在金合セ入

貯金簿 壱

地所売払義務金外村与左衛門預ケ金残額地所売代金遺金及義務金公債ノ利子及戸長以下
給料出金合セ入

作喰米帳 弐

出納簿 壱

この記事によれば、一八九〇（明治二十三）年一月一七日から二〇日にかけて、「旧議員」六名、取締役辻源兵衛らの出席で帳簿の引継ぎや新たな大字の体制を決定しているわけであるが、具体的には次のことがなされた。①

「旧議員」六名は、一八八五（明治一八）年七月からの連合戸長役場時代の村惣代・取締役がかわった諸帳簿を取り調べ、会計監査の仕事にあたり、取締役辻源兵衛は預り金を二月二八日引き継ぐことを約定して退席した、②預り金利子は、長年の勤続の慰労金として取締役辻源兵衛に下付することになった、③「金員出納」は外村宇兵衛に依頼し（おそらく、村所有の金を有力な近江商人である外村宇兵衛に預け、金の管理を依頼したものと思われる）、月末に取締役が出納簿の写しを外村宇兵衛に渡すことを決めた、④諸帳簿の取り調べを終えた「旧議員」は、役目を終えて退職した、⑤「旧議員」の取り調べの対象になつた帳簿は、「協議費帳」・「神事簿」・「蔵米帳」・「学校帳」・「貯金簿」・「作喰米帳」・「出納簿」など合計八冊である、⑥「旧議員」に代わる制度として、東・北・西各村組より二名づつ評議員を出すことになり、各組伍長の入札により六名が選出された。

引継ぎ帳簿の量は、連合戸長役場開設の時期の引継ぎに比べかなり少ないものであつたことが注目される。すでに述べたごとく、村の公共業務の多くが連合戸長役場設置の際にすでに引き継がれていたからである。なお、言うまでもなく、田・宅地・山林・社地などの若干の共有地はそのまま大字に残つた。

一大字になつた金堂の大字のしくみの細かな分析は他日を期すほかはないが、一八九二（明治二五）年から一九二三（大正一二）年までの九つの大字金堂の規則⁽¹⁶⁾により、役職と行政手続きの大まかな特徴のみを以下で記しておきたい。

1、大字の代表である取締は、町村制施行後も名称は同じであつた。取締という名称は、一八九七（明治三〇）年六月の時点ではまだこの名称が使用されているが、翌一八九八（明治三一）年一月の改正「村規則」では区長になつており、この「村規則」改正の際に区長に名称変更されたものと思われる。

取締の選出は、一八九二（明治二五）年一二月「取締勤務規約書」によれば、一軒役以上の者を伍長が選出する

ることになつてゐた。取締が区長に名称変更した後も、選出は一九一九（大正八）年までは伍長によつて行なわれ、それ以後少くとも一九二三（大正一二）年までは評議員会という機関で選出された。⁽¹⁸⁾ 取締さらに区長の資格は、戸別一軒役以上などの財産秩序に基づいた条件が付けられていたが、漸次的に資格の緩和が行なわれていく。⁽¹⁹⁾

取締および区長の仕事については、ほぼ通時的に定式化されており、①大字の事務を担任し広報諸達の件ある時は伍長に回達する、②大字内の協議費歳入出予算額を定め評議員会の議決を以て地価戸数に賦課する、などとなつてゐた。

2、評議員は、前述したように「旧議員」にかわつて登場し、「大字ヲ代表シ一切ノ事務ヲ評議スル」役職である。したがつて、評議員会は大字の協議機関であつた。評議員の選出は一九二三（大正一二）年まで一貫して伍長によつて行なわれているが、一九二三年の「規定」によつて、大字内の満二〇才以上の男戸主による選挙になつた。任期は二年であつた（表7参照）。また、評議員の資格は一九二三年までは取締および区長と同一であつたが、一九二三年の「規定」では、①満二五才以上の男子、②戸別五分役以上もしくは協議費地価割年額三円以上負担者となつてゐる。評議員の数は、一八九〇（明治二三）年時は前述したように六名であつたが、一八九三（明治二六）年四月の「村規則」では九名になり、その状態が続いた後、一九〇一（明治三五）年一二月の「字規則」で一〇名に変わる。そして、一九一三（大正二）年一月の「大字金堂規定」で一五名になり、その後一九一九（大正八）年、一九二三年の「大字金堂規定」では、また一〇名に戻つてゐる。

注目すべきことは、評議員の選出にあたつては、村組単位で行われたことが事実上確認できることである。

「村規則」上は、評議員の選出を村組単位で行なうという規定は一切ない。しかし、最初の評議員の選出は村

組単位で行なわれているし、一九〇〇（明治三十三）年一月の評議員の選出も三つの村組単位で各三名、合計九名が選出されたことがわかる史料がある。⁽²¹⁾ このことから、ほぼ評議員は各村組単位で選出されたことが推測できる。評議員会は、大字の予算收支のほか大字内に関する限りあらゆる事項を協議した。評議員会の開会要件は、明治期には規定はなく、一九一三年の段階で、①評議員会は半数以上の出席をもつて開会するものとする、②但臨時至急を要するかもしくは区長において必要と認めたときは特に評議員五名以上の出席を以て決議することができる、となる。そして、その後一九一九（大正八）年段階で、決議要件が、特に評議員三名以上の出席をもつて仮決議をなすことができる（ただし、この場合においては後日半数以上の出席があつた時その承認を求めるることをする）、という点がつけ加わっている。

3、伍長の基本的な役割は、取締もしくは区長から通達を受け、それをその伍組内に伝達することであつたが、一九一九年以前においては、区長および評議員を選出する主体でもあつた。任期は五年と長く（表9参照）、大字内の村政に果たす役割は大きかった。伍長は一貫して財産要件などの資格制限はなかつた。伍長および伍長代理者の選出は区長および評議員によって行なわれたから、区長および評議員に協調的人物が選ばれたと思われる。

4、東・北・西の三つの村組は、一九二五（大正十四）年まで存続し、この年南組、北組の二組になつた。この変更は旧組を横断して行なわれ、旧東組の内四五戸は南組、一四戸は北組、旧北組の内一〇戸は南組、三七戸は北組、旧西組の内二五戸は南組、二四戸は北組にいうようにそれぞれ移行した。⁽²²⁾ なぜこのようにしたかは、現在のところ不明である。南組、北組の二つの組の存在は少なくとも一九三九（昭和十四）年までは確認できるが、それ以降は不明である。なお、現在の金堂に村組の痕跡はなく、二〇の班に別れている。⁽²³⁾

組惣代廃止後も村政に果たす村組の機能は存続した。村委会員の選出が各村組単位に行なわれたかどうか明確

表9 町村制施行以降大字役員の数と任期

役職	村規則 「村規則」	1893年4月 「村規則」	1898年1月 「村規則」	1900年6月 「村規則」	1902年12月 「字規約」	1913年1月 「南五個莊村大字金堂規定」	1919年2月 「南五個莊村大字金堂規定」	1923年1月 「南五個莊村大字金堂規定」
	取締もし くは区長	数(人)	1	1	1	1	1	1
任期(年)	「取締勤務規約」による 「区長勤務規約」による	同右	同右	同右	同右	2	2	
数(人)	9	9	9	10	15	10	10	
評議員	任期(年)	2	2	2	2	2	2	
数(人)	39	37	37	37	37	37	33	
伍長	任期(年)	5	5	5	5	5	5	5

ではないが、前述したように評議員の選出は村組単位で行なわれたと思われる。また、一八九三年四月の改正「村規則」の調印は、東組伍長一三名連印、北組伍長一四名連印、西組伍長一二名連印で行なわれ、一九〇二年一二月改正「字規約」の調印も、東組伍長一三名連印、北組伍長一三名連印、西組伍長一一名連印で行なわれており、村組単位の調印が継続していたことがわかる。ただし、たとえば一九一三年一月の「南五個庄村大字金堂規定」が伍長三七名の連印によつて行なわれるよう、大正期以降の「大字金堂規定」の調印方式から村組単位の調印は姿を消す。今のところ、村政に対する村組の機能の衰退時期を完全に確定する史料をもたないが、村組は、氏神祭祀の組織単位としての機能を残しながら、明治末から大正期以降村政での影響力を次第に衰退していくと思われる。

5、村の自律性を示すものは村独自の規制と制裁である。その点で金堂村は、明治初年代からさまざまな村規則でそのことを規定してきた。そして連合戸長役場以降は、その村の規制のいくつかは、上部機関（連合戸長役場時代は金堂村外六カ村戸長役場、町村制施行後は南五個庄村役場）の公証手続きを必要とする」とによつて、公的性格をもつものであつた。たとえば、一八九三（明治二六）年四月の「村規則」で南五個庄村の公証手続きを必要とするのは、(1)全戸他所への転籍、(2)他所より大字金堂に全戸または単身で入籍、(3)他へ寄留出稼ぎ、(4)大字金堂の土地売り渡し、(5)戸主退隱、の場合であつた。この内、戸主退隱の際の規定は、一九〇〇（明治三三）年一月「村規則」では削除されるが、これを除いた四つの規定は、一八九二（明治三五）年一二月の「字規則」でも、やはり南五個庄村役場の公証手続きを必要とすることを明記していた。

この四つの規定とは、一八九八（明治三二）年「村規則」では次のようなものである。

(a) 全戸他所へ転籍の場合→①村役場へ転籍届出に先立ち親戚協議の上区長へ届け出るべし、②かつて定めたる戸

別一軒役に付き遺金として金一〇〇円出金するものとする（一軒役一〇〇円の割を以て各自負担する等級にした
がい出金するものとす）、③この金は会計方に預け相当の利子を付け、その利金は協議費の支出にあてる、④但、
後年に至つて復籍の時は元金を本人に返戻する。

(b) 他所より大字金堂に全戸または単身で入籍の場合→①その事由を詳記し、引受人連署を以て区長に届け出て、
区長は直ちに評議員に謀り諾否を定める、②その際、戸別等級の一軒役を負担すべし、③但、一軒役を負担す
べき証拠金として金五〇円をおさむべし、④他に転籍の時は本金を還付する。⁽²²⁾

(c) 他へ寄留出稼ぎの場合→日数年限を定め、届け出るべし、ただし五年を超過してはならず、五年以上続けて寄
留出稼ぎの者は五年毎に更に届け出るべし。

(d) 大字金堂の土地を他所へ売り渡す場合→原則として禁止、但やむを得ない事故あつて他所を売り渡す時は次の
規定による、①土地売却は、なるべく大字内にて売り渡すべきものであるので、区長に届け出、買受人の紹介
を区長に委託すべし、もしその価格がおりあわづ大字外に売却せんとする時は全価格の一割を区長に差し出す
べし、②すでに売り渡した地所は、その土地に係わる一切のことを担当する代納人を置くべし、その代納人は、
当大字に居住のもので所有の不動産はその担当すべき地価以上を所有するものに限る、但、土地買受人より悉
皆の委任を受たものは区長にその旨連署を以て確証を差し出すべし、③土地を大字外へ売り渡し、全価格の
一割を区長に差し出したとしても、後日該土地を当大字在籍居住のものが買受けたときは、その区長保管金は
買受人に渡すものとする（なお、一九〇一年「字規則」で①の部分の「可成當大字内ニテ売渡スヘキモノナレハ」は
削除）。

しかし、このような規定も一九一三（大正二）年一月の「南五個荘村大字金堂規定」では、(a)全戸他所へ転籍

の場合、(c)他へ寄留出稼ぎの場合、(d)大字金堂の土地を他へ売り渡す場合、の三つの規定は条文から削除され、また南五個庄村への公証手続きを定めた条文自体も削除される。この南五個庄村役場の公証手続きの廃止は、大字金堂の規制が、時代に相応しなくなつたかどうかはともかく、完全に大字内の私的なものとして位置付けられたことを意味する。このようにして「村規則」上においても明治末から大正期にかけて、生活協同体の側面は強固に維持しながら村政上のおいては村の自律性は急速に衰退していくこととなることができる。

郡区町村編制法下の戸長役場と村組（下）

- (1) 「滋賀県市町村沿革史」第一巻、一九五ページ。
- (2) 「明治十八年 戸長役場区域改正之件」（滋賀県庁文書）
- (3) 「滋賀県市町村沿革史」第一巻、一九五～六ページ。第六巻、五三ページ。
- (4) 「明治十年六月改 等級戸別割各組分配簿」（文書番号B-125）
- (5) 「明治十八年九月 戸長役場区域改正ニ付事務引継記」（文書番号B-178）
- (6) 「明治十八年七月二七日の臨時村委会で書役寺村治郎に対する役場からの資金が「永々役場ニテ不都合ナク相勤メ」たという理由で慰労金として処理されている（史料E、明治八年七月二七日記事）。
- (7) 一八八五年七月二七日の臨時村委会で書役寺村治郎に対する役場からの資金が「永々役場ニテ不都合ナク相勤メ」たという理由で慰労金として処理されている（史料E、明治八年七月二七日記事）。
- (8) 「明治十九年九月 村規則」（A-172-1、A-172-2、A-172-3）の伍組ごとに行あきで記載している署名者をみると四一名の伍長がいたことがわかる。
- (9) 「社会科学」第五二号。
- (10) 一八八六年九月「村規則」では、協議費について、取締に持參することしか書いていないが、一八七八（明治二）年一月の「村規約」（A-172）では、「協議費壹ヶ年予算ヲ相立六ヶ月ヲ一期トシ、四月二十五日、十月二十五日取締ヨリ切符相渡

シ候日限無違ニ持參可致候事」とある。

(11) 次のような内容である。

○一八八六年五月六日→(臨時集会) 小作納米の儀取り定め

○五月一七日→(臨時集会) 他より村内へ寄留する学校生徒の授業料議定

○七月一七日→(議員集会) ①地所売却代金の一部を学校基金として村方に差し入れ置く規約を田畠一割、宅地二割と議定、
②他村より全戸入籍の者は義務金として五〇円受け取り、全戸送籍の場合元金そのものを返却、③学校基本金の金額公債

の利子の一部を協議費に入れることを議定

○八月一二日→(議員臨時集会) ①地主経代日当一〇錢と議定、②売薬主へ無印紙売薬返戻の件、③地押調査の件

○九月二日→(臨時集会) (本文中に内容あり)

○一二月二六日→(集会) 石代の儀四円九〇錢と議定

○一八八七年二月二二日→(本文中に内容あり)

○三月三日→(集会) 警察居住の家について議定

○七月一六日→(臨時集会) 火防人日當議定

(12) 連合村委会が必ずしも金堂村ほか六カ村のレベルとは限らなかつたらしい。年末詳「衛生会費ニ係ル連合村委会議員選挙委員」と題する文書(B-223-2)では、金堂村ほか二二カ村の六六名(河曲村・塚本村は各二名、他は各三名)が連合村委会議員を選出する選挙委員になつてゐるし、年末詳「勧業費ニ係ル連合村委会議員選挙委員」と題する文書(文書番号B-223-3)では、金堂村ほか一〇村の三三名(各村三名)が連合村委会議員を選出する選挙委員になつてゐる。

(13) 文書番号B-1-368。

(14) この内戸長役場費が三八二円余でほとんどを占めた。他是会議費五円余、衛生費が六円余。

(15) 作喰米とは、江戸期以来の制度で『近江神崎郡志稿』下巻には「郡内郡山領下は仕付飯米、作喰米等と称し、植付時分に小作人に米穀を貸与し、秋の年貢納と共に現物を返納した(地主よりも貸した)」(八二六ページ)とある。この制度は金堂村では明治以降も継続した。近村でも、継続したところが多いと思われる。

(16) 次の九つの規則である(カッコ内は作成主体、条文数、文書番号)。

①一八九二(明治二十五)年一二月「取締役勤務規約書」(一軒役以上の者二六名連印で作成、全一〇条、A-185)、②一八

九三（明治二十六）年一月「村規約」（大字金堂取締、全三二条、A—174—2～32）、③一八九三（明治二十六）年四月改正「村規則」（大字金堂取締、全三七条、A—148）、④一八九八（明治三一）年一月改正「村規則」（大字金堂区長、全三九条、A—152—1）、⑤一九〇〇（明治三三）年六月二二日「字規則」（大字金堂区長、全三八条、A—152—2）、⑥一九〇二（明治三五）年一二月改正「字規約」（大字金堂区長、全三九条、A—154—2）⑦一九一三（大正二）年一月「南五個庄村大字金堂規定」（大字金堂区長、全三二条、A—163）、⑨一九二三（大正一二）年一月「南五個庄村大字金堂規定」（大字金堂区長、全三一条、A—166）
全三二条、A—163、⑨一九二三（大正一二）年一月「南五個庄村大字金堂規定」（大字金堂区長、全三二条、A—160）、⑧一九一九（大正八）年二月「南五個庄村大字金堂規定」（大字金堂区長、全三二条、A—163）
〔従明治三十年六月 在職日誌 取締外村嘉兵衛代外村宗兵衛〕（B—29）。

(17)

〔従明治三十年六月 在職日誌 取締外村嘉兵衛代外村宗兵衛〕（B—29）。

(18)

取締として区長の選出方法は次のように変化していく。

一八九二年一二月の「取締役勤務規約書」では、①伍長の投票により一軒役以上の者で取締役候補者一〇名を選び、この一〇名の当選者を第一次の組合とする、②第一次組合當選者中、毎年一二月に取締役一名を互選する、取締の任期は一年、③第一次組合一〇年が過ぎれば、第二次組合に移行し、第一次組合の一〇名は選出から除外される、となっていた。この規則は、金堂村の一軒役以上の者二六名で作成されており、村内有力者層内の平等性を確保することによってできるかぎり自己の役職負担の軽減を図ろうとした処置であった。しかし、それから四ヵ月後の一八九三（明治二十六）年四月の「村規則」では、取締および評議員の選挙は、伍長もしくは伍長代理者が行なう、とのみ規定している。その後、一八九八年、一九〇二年、一九一三年の大字規則では、区長および評議員は伍長が選挙する、となるが、一九一九年の「大字金堂規定」では評議員会での選任となり、一九二三年の「大字金堂規定」もそれを踏襲している。

(19)

一八九二年一二月の「取締役勤務規約書」では、「取締ハ、一軒役以上ノ者」となっていたが、一八九三年四月「村規則」では、取締および評議員の資格は、①年齢三五年以上の男子、②戸別一軒役以上を負担し、地価四〇〇円以上を所有するもの、となる。一八九八年の「村規則」では、取締から区長へと名称変更されるが、内容上は一八九三年のものをほぼ踏襲する。一九〇〇年六月の「字規則」では、区長および評議員の資格は、従来の資格はそのままながら、地価三〇〇円以上所有する者となり、一九一三年「大字金堂規定」では、従来の資格はそのままながら、地価二〇〇円以上を所有する者、となる。一九一九年の「規定」でも、区長および評議員の資格は、年令資格は継承しながら、戸別等級一戸役以上もしくは協議費地価割年額三円以上負担する者、となる。さらに、一九二三年「規定」では、評議員の資格制限はなくなるが、区長および区長代理者の

資格は他の条件は継続しながら、戸別等級五分役以上に軽減されている。

ただし、以上の村の規定は必ずしも厳密には施行されなかつたらしく、「大正三年度始 議事録」(B—169)によれば、一九二一（大正一〇）年六月一日評議員集会において、①区長は、戸別三戸役以上に於て二ヶ年ずつ交代勤務、②勤務順位は戸別等級の順位による、同戸別者は、年長者とし、同年者は抽選による、と決められている。

(20) 注(16) 参照。

(21) 金堂区有文書B—45。

(22) 「大正十四年 例祭参加員録」(G—44)。

(23) 金堂区での聞き取りによる。

(24) ③と④は、一九一九（大正八）年二月「商五個莊村大字金堂規定」で削除される。

おわりに——変遷の意味——

本稿は滋賀県の一つの村を素材として郡区町村編制法下の村行政のしくみを戸長役場とそれをささえる村組の役職等を中心にその前後の時代も含めて明らかにした。本稿には、村行政のしくみの分析といいながら、史料上の制約から村財政の分析が不十分という限界がある。また、金堂村は、有力な近江商人を輩出した豊かな村という点で近畿に区切つてみても、当時の一般的な村とは完全には同一視できないという限定をつけなければならない。しかし、それらの点を考慮しつつも、当時の村行政の姿を浮かび上がらせるために、最後に、これまで本稿で明らかにしたことの主要点に研究史上的意味も若干付与しながらまとめておきたい。

まず、三新法体制期、すなわち連合戸長役場体制までの村行政のあり方と性格の問題である。この問題を、①三新法体制期の明治政府および県当局による町村の位置付けの問題、②「文明開化」、それに運動しての公共意識の

浸透、③村行政をどのような層が担っていたか。④この時期の村行政の村内における合意形成システム、⑤村会成立による合意形成システムの変化、の五点で考えてみたい。

①三新法体制期の明治政府および県当局による町村の位置付けの問題

この点では、滋賀県で村委会が一八八四年までほとんど開設されなかつたように、また金堂村で戸長代理の制度があつたように、郡や県の上級機関は、租税・地方税の徵収や国政委任事務の行政実務が円滑に行なわれている限り、個々の村について何ら干渉する意志を持たなかつた（もちろん郡役所を通じて国政委任事務の遂行は徹底させた）。たとえば、一八七九（明治一二）年の滋賀県の町村会規則および一八八〇（明治一三）年の区町村会法は、開設や議事内容について町村に対する規制力をもたなかつた。この点について、すでに戦前段階で徳田良治氏は、「一八八〇年の区町村会法について、「区町村会法による規制は、明治政府としてはほとんど例外的な自由主義であつたといえよう」」「区町村会の性格は、「其区町村ノ公共ニ関スル事件及ヒ其經費ノ支出徵収方法ヲ議定ス」べきものと定められたのであつた。（中略）しかしながら明治一三年の区町村会法の下においては、それ以上の具体的な内容は指示されず、且つまた区町村の開設も各町村の自由に任せられたため、実際においては何が『公共ニ関スル事件』なりやいなやは次に述べる如く地方によつて必ずしも同一でなかつたのである」、と述べている。

國や県の規制のゆるやかさは、一八七九年、県の「戸長選挙条例」では戸長任期二年・二年ごとに改選となつていたが、金堂村では事实上任期一年となつていていた事実からも指摘できよう。また、一八七八（明治一一）年の地方税規則によつて、「戸長以下給料及戸長職務取扱諸費」は地方税によつて支弁されることになつていたが、金堂村では地方税による以外に村からの給料およびその他職務取扱費の補助が行なわれていた。この融通無碍な

体制が壊れるのは、一八八四（明治一七）年の「明治一七年の改正」以降、具体的には同年九月三〇日の郡役所から金堂村への通知、すなわち戸長以下役場吏員にたいする村からの給料および旅費等の補助の規制によってである。^③

② 「文明開化」、それに連動しての公共意識の浸透

しかし、かといってこの時期の村行政は、もちろん江戸時代の村行政の継続であつたわけではない。明治初期、戸籍・徵兵・小学校・地租改正など、「文明開化」の風潮のもとで、新たな近代化政策が政府によつて強力に推進される。これらの遂行は国政委任事務として大きく村にのしかかつた。金堂村であるがぎり、これらの国政委任事務の遂行に対しても、ほとんど抵抗もなく、むしろ肅々と受け入れていつたといつてよい。地租改正事業に何らの抵抗や不満を持つていた形跡は発見できないし、小学校の開設は金堂村の有産者層を中心むしろ積極的にすすめられていたことが確認できる。そして、これらの姿は、当時の村の一般的姿のように思える。また「伍組制法連署書」に見られるように、国家的価値が素直に村規約に投影され、そのことが村の行政のない手に進歩として意識された。^④

一八七七（明治一〇）年前後は、「伍組制法連署書」にあらわれたように、村費と私費の区別の明確化、戸長役場の公的位置の明確化、役場構成員・学校教員に対する道徳的規制など、総じて公私別の明確化がはかられていくことも特徴的な点であった。そして、これらは、村内部から生み出されたものではなく、県の指導によるものであつた。しかし、これらのことも、村は進歩として受け入れた。「開明」の風潮は、組頭が組長へ、寄合が集会や会議というよう名称変更を行なつていつたり、集会に村委会的形式（多数決制など）が登場するなど、徐々に「近代化」が村をとらえていつた事が確認できる。

③〔新法体制下の村行政をどのような層が担つていたか。〕

金堂村の戸長役場を事实上になつていたのは、村内の上層部分である一年交替の戸長よりも、むしろ村内の経済的位置では中等以下に属する書役寺村治郎や、戸長代理塚本治三郎であつた。しかしこのことから、村の意志決定は、寺村・塚本のみによつて行なわれていたとはいえない。村の集会の中核を占めたのは組惣代集会であつたし、戸長役場は組惄代との連携で村行政をすすめたから、組惄代にどのような人々がなつたかを知ることが重要である。この点で、表5の「組惄代一覧」をみれば、組惄代であることが判明している一五名のうち六名が戸長経験者であり、そして一軒役以上が一二人（一八七七年現在）と圧倒しており、商人層を中心としたこの層の意志がある程度反映できるはずであった。

しかし、少なくとも史料上は村の上層であるこの層が明治一〇年代において無理な形で意志を村行政に反映させた形跡は確認することができない。この層も村民生活の維持という大義命題のためには、相当程度拘束される存在であつた。たとえば村で最高の資産家であつた外村四家の場合、明治一〇年代村の協議費戸別割の半分以上（表2参照）、一八八一年大城神社拝殿建築費総額の半分を支出していた。むしろ、支出させられていたといつてよい。要するに持てるものは相応の金額を村に支出し、持たないものはわずかの金額、あるいはまったくの無支出でも事足りたのである。

そして、村のなかで持てるものと持てないものが存在しても、拝殿建築問題に象徴されるように、持てるものの利益が直接的に村政に反映されることなく、伍長集会をはじめとした多様な集会によつて村民の意志がはかられた。また、一八七九年まで金堂村のすべての構成戸が各村組単位に正副戸長の選任を明議社という有力者のサロンに委任していたが、そのことは、明議社の構成員が勝手な行政運営ができることを意味するのではなく、む

しろ彼等が村のために困難な仕事をしなければならないという拘束の側面が強かつたのである。このように、村組を基礎にした強固なまとまりも、持てるものと持てないものの矛盾を顕現化させないシステムになっていた。

金堂村は、滋賀県でも有数な資産家（近江商人）を輩出した地であつたが、この地の資産家の動きを見る限り、名望家支配あるいは有力者支配という言葉でこの時期の金堂村を見ることはできない。

④この時期の村行政の村内における合意形成システム

金堂村の合意形成システムは、村委会がなくとも一向に支障はなく、三つの村組を単位に、そこから選出される組惣代六名と戸長役場の構成員からなる組惣代集会がもつとも重きをもつた。具体的には、戸長役場の構成員の退職・給与、奥印公証、臨時および新規の村費の決定、その他村の重要事項は、すべてこの組惣代集会で審議され、勘定表の検閲は、組惣代によつて行なわれた。組惣代の選挙がどのようにして行なわれたかは明確ではない。ただ、選挙の票数からみるかぎり、各戸一票か、あるいは不動産所有者のみの選挙であつたか不明にしても、その組内の相当数による選挙であり、上層が選ばれたとしても、組内の多くの人々の投票活動によつて選出されていたことは明らかである。しかし、合意形成システムは、組惣代集会のみではなく、多様な合意の取り付け方があつた。すでに述べたように、伍長集会、組惣代・伍長代集会、組惣代・修正委員会議、組惣代・社務係集会、組惣代・社務係・伍長代集会、組惣代・神事係集会、組惣代・学校世話係集会、中分衆集会、一軒役以上集会などがある。これらは、すべて戸長役場の主導のもとに開かれた。そして、修正委員、社務係、神事係、学校世話係と組惣代との組合せの集会は、それぞれ、戸別割改訂、大城神社の維持、五箇祭の神事、明新学校の維持など、それぞれの用途によつて開かれた。これに対して、伍長集会は、戸長役場が村内により広い同意を取りつけるためにもたれたものであった。戸別割の改訂がそれであり、その他においては、坪殿建築問題など戸長役

場が組惣代集会よりもより下部機関に協議する必要を生じた場合、村の重要事項について組惣代集会で結論がないため組惣代集会から伍長集会に討議の依頼があつた場合等に開かれた。このようにして、村の合意の形成は、多様な集会が組み合わさることによって、より広い合意の取り付け方ができ得るシステムになつてゐた。

⑤ 村会成立による合意形成システムの変化

金堂村で村委会ができるのは、明らかに「明治一七年の改正」⁽⁵⁾の一環である一八八四年の改正区町村会法の結果である。金堂村では、組惣代集会を中心とする協議機関が充分な機能を果たしており、村内部から村委会を形成していく内訳的要因はなかつた。村委会開設は、改正区町村会法をもとにした県の強力な指導によるものであつた。本稿（中）『社会科学』第五十二号）では史料の見落としのため触れることができなかつたが、一八八四年九月三〇日、郡役所より金堂村に対し、次のような申し入れがなされている。⁽⁶⁾

村委会期ノ儀ニ付テハ本年本県五十一号達ノ次第モ有之候処、今以テ其手続不相運向不尠不都合候条、至急開会ノ手順ニ可相運、此段申入候也

明治十七年九月三十日

郡役所

要するに村委会開設の督促である。このように、村委会の開設が改正区町村会法をきっかけにしてゐる以上、村委会はかなり規格化されたものにならざるをえない。事実、一八八四年一〇月の通常村委会は、(a)県の村委会議事細則の形式が持ち込まれ、(b)改正区町村会法第一条「区町村委会ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及其経費ノ支出徵収方法ヲ議定ス」に審議事項が限定され、(c)戸長役場は、収入と支出の経費予算をたて、それらすべてを村委会に提出し、審議・決議を行なつた（それ以前の組惣代集会では、定額の村費予算を審議したのではなく、臨時・新規の村費の徵収・支出について審議した）。

このように通常村会はかなり規格化されたものであつたが、臨時村会を見れば、村会のあり方が一八〇度変化したわけではないことが浮かび上がつてくる。必要に応じて開催された臨時村会も上級機関への届け出を行なうことによって公的 existence であつたが、そこでは改正区町村会法第一条に規定された「区町村費」の範囲に入らない事項⁽⁷⁾も審議が行なわれていた。たとえば、一八八五（明治一八）年三月二八日の「臨時村会」では、五箇祭の際の飲食のあり方を定め、二九日の「臨時村会」では、五箇祭の神事係の入札まで行なわれている。改正区町村会法の「区町村費」に入らない村の神事について審議が行なわれている以上、改正区町村会法がそのまま機能していたということはできない。組惣代は廃止になるが、村会は、明らかに組惣代集会の継続の側面を有していたのである。

ただし非常に微妙なことがある。村の神事について臨時村会で審議したとしても、それはまだ改正区町村会法に村の戸長役場が慣れていない結果とも考えられるし、また、改正区町村会法施行の結果、村会と寄合（集会）が併存して機能分担していく形跡も以下のように若干見受けられることである。

以下話は少しややこしい。一八八五年三月二九日の臨時村会は、前述したごとく、各組単位に神事係の入札が行なわれた日であるが、史料Eのこの日の記事の最後に「右ノ通村惣代事務員議決ス」の記述がある。この「村惣代」とは、一八八四年一月一八日の臨時村会で設置が決まつたものであり、「事務員」は一八八五年四月一日の村委会議員と「村惣代」との会合で明確に決まつた五箇祭の祭礼中の村委会議員の別名であつたとも考えられる。村に戸長が存在するにもかかわらず、わざわざ「村惣代」を置いたのは、制度上公的と考えられる部分は戸長が、村の私的部 分と考えられる部分は「村惣代」が受け持つという形式にしたとも考えられる。⁽⁸⁾ また「事務員」は村委会議員の別名とすれば、村の神社祭礼という改正区町村会法第一条に規定された「区町村費」対象以外

の村の私的部は、村委会議員が事務員という名称を使用することによって、審議に参加をした、と考えられなくもない。事実上、村委会議員の集会であるのに、「村惣代事務員集会」という名称の協議機関になつてゐるのは、この会合を村の私的部と位置付けた証左ではなかつたか。⁽¹⁰⁾ そして、村委会成立以前に多様な種類の集会があつたことから、村委会成立後も伍長集会や、学校世話役集会という村の寄合的部もそのまま存在していた。このように見てくると、村委会成立後から連合戸長役場体制までの金堂村についても、次の徳田良治氏の先駆的見解の範囲に大枠においてははまりこむのではないかと考えられる。

町村委会は決してわが国旧来の寄合を改造して作られたのではなく、むしろ外来的に移植され寄合とその機能を分担して來たものであつて、町村委会に対する行政当局者の動搖的な取扱が両者の機能の範囲を或は狭く或は広くしたことはあつても、しかもなお大体において人民の直接生活の利害に関する株場・入会山等はこれを寄合に委せ、行政に關係深きものはこれを町村委会の議決事項とされたのであつた。⁽¹¹⁾ (傍線筆者)

金堂村にとって、組惣代集会のなかに、多数決制など村委会的部はすでに入りこんでいたとしても、村委会開設は決して必要なものではなかつた。しかし、上からの強制力によつて外来的に村委会開設が移植された以上、それに合わせた便法的な処置を戸惑いながらもすすめなければならなかつたのである。この戸惑いは、戸長役場が、伍長たちを役場に集めて伍長集会を開き、村委会での予算決議の周知を図つたり、従来伍長衆の選挙によつて決められていた五箇祭の神事係および警固役について、村委会開設後の伍長集会が迷つた挙句「村惣代」と村委会議員にこれらの祭礼の役職の選出を委託したことなどによくあらわれてゐる。

なお、村委会議員の選出は村組単位に選出されと思われる点で、従来の組惣代との継続性を若干有していると思われる。この村委会議員も、連合戸長役場体制になつた時点で「議員」になり、かわつて町村制施行後大字金堂の

協議機関になる評議員は三つの村組から各二名、合計六名であったから、明らかに組懇代と同じ役割を形を変えたうことになる。

次に、連合戸長役場体制のもとでの村行政のあり方と性格の問題についても、金堂村のきわめて不十分な分析のもとに、以下において若干の点について記しておこう。

①連合戸長役場体制によって村行政がどう変わったか。

この点では、連合戸長役場体制が、金堂村の村行政の自律性の喪失の第一歩であると位置付けることが可能であろう。連合戸長役場の位置が金堂村であったとはいえ、戸籍・徴兵・徴発、土地、租税および地方税、営業、等の多数の関係書類が連合戸長役場に引き渡された。しかも公証事務も連合戸長役場に移つた。村財政のうえでも、郡長や連合戸長役場の戸長が管理する費額が増えた。「村規約」も、連合戸長役場に公共事務の重要な部分が移行したことを見出す条項に変わる。金堂村ほか六か村の連合戸長役場管轄範囲がそのまま一八八九年の町村合併の範囲（南五個庄村）になることからして、連合戸長役場体制は、明らかに一八八九年町村合併の前提をつくつたといえよう。

②村の協議機関はどう変わるのか。

連合戸長役場体制が事実上スタートするのは、金堂村戸長から金堂村ほか六か戸長（連合戸長）に事務引継ぎが終了する一八八五年九月である。その時から、町村制実施までの間の村の会合に、「村委会」という名称は登場せず、「議員集会」もしくは「議員臨時集会」である。そして「議員」という言葉はあっても、「村委会議員」という言葉は金堂村の史料には登場しない。「集会」の内容も、村内部のものに限定された。「村規約」上からも

「村委会」の文字が消えた。したがって、「議員集会」・「議員」を村委会・村委会議員とすることはできない。たゞ、その協議者の名称が「議員」となっているのは、従来の村委会議員の名残りではないかと思われる。いずれにしても、この村の会合は、連合村委会議員を選出する母体であつても、あくまで私的会合の位置付けであつたことは明らかである。

③ 「明治一七年の改正」の意味とその後

このように、「明治一七年の改正」^[12]およびそれに基づく地方での実施状況が、国や県の強力な指導によつて行なわれ、三新法体制期の村行政がもつた村行政の融通性が希薄化され、画一化的方向に向かつていたことは明らかである。このような戸長の給与について、村からの補助を廃止するなどの画一的処置、すなわち村の融通性を否定していく処置が、充分に地域行政を円滑にするためかは、本稿が対象とした金堂村では史料の制約によりよくわからない。しかし、このような、半ば官選の連合戸長制が必ずしも合理的ではないことは、この制度が一八八九年の市制町村制実施で廃止され、公選制と村で報酬を決める融通無碍な名誉職制（町村長、助役等）に切り替わることからも明らかであろう。ただし、この段階での村の公的な場は、すでに町村合併後の村に移つていた。そして、旧来の村（大字）は祭礼などの大字の生活協同体のしくみを強固に残しながらも、大字独自の規制が明治末から大正期になくなつていくように、村政上の自律制は徐々に弱まつていつたのである。

- (1) 福島正夫・徳田良治「明治初年の町村会」明治史料研究連絡会編『地租改正と地方自治制』所収、一五二ページ。初出は、『國家学会雑誌』第五三卷第四、第五、第六号、一九三九年（以下徳田第一論文とする）。
- (2) 徳田良治「明治初年の町村会の発達」明治史料研究連絡会編『明治権力の法的構造』所収、七四～七五ページ。初出は、東

京市政調査会「都市問題」第三一巻第四号、一九四二年（以下徳田第一論文とする）。

徳田氏はまた、一八八一年四月二七日文部省質問に対する法制部説明、一八八三年三月六日静岡県質問に対する参事院説明を例にとり、区町村会の開設が区町村の任意に任せられたことを論じている（徳田第二論文、八二ページ）。

現在のところ、一八八〇年の区町村会法直後、全国で町村会がどの程度開かれていたか、明治一〇年代の町村会について全國レベルでの数値がない以上、確定的なことはいえない。町村会については、各町村で一つの町村会とは限らず、連合町村会が存在したから、この数値の確定はとくに困難であろう。ただ、九州地方、中国・四国地方の町村会についてきわめて詳密に分析した上野裕久氏の研究（『明治初年熊本県の町村会』一九八九年、『明治初年九州地方の町村会』一九九〇年、『中・四国地方の区町村会と自由民権運動』一九九二年、いずれも広島修道大学研究叢書）を見ても、各県によってかなり差があることがわかる。

なお、本稿執筆にあたっては、上記の上野氏の研究および神谷力氏の研究（『家と村の法史研究－日本近代法の成立過程－』第四章、お茶の水書房、一九七六年）など明治一〇年代の町村会について具体的に触れたすぐれた先駆的研究を参考したが、筆者と問題意識がかなり異なることと、まずは筆者の対象とする村についての事実確定に専念があつたことから、充分な研究史上のすりあわせを行なうことができなかつたことを指摘しておぐ。

（3）金堂区有文書B—356。次のような通知である。

一戸長及書役筆生等ノ給料並旅費ハ地方税より支給ノモノニ付村費ヲ以テ補助スベキ限ニアラス
但臨時雇及小使給料ハ村費支弁ニ属ス

一戸長以下給料旅費ハ前項ノ如シト雖トモ村々ノ便宜ニ依リ協議費ヨリ手当ノ名義ヲ以テ給与スルハ苦シカラサル筋トス
右為心得及通知候也

明治十七年九月三十日

郡役所

（4）

「伍組制法連署書」以外にも、国家的価値が村に浸透した例として、年中行事の問題がある。金堂村で一八七七（明治一〇）年頃につくられた「年中行事」（金堂区有文書、B—356）には、村の祭礼行事にまじつて、元始祭（一月三日）、後月輪東山陵遙拝（一月三〇日）、紀元節祭遙拝（二月一一日）、歎傍山東北山陵遙拝（四月三日）、神嘗祭遙拝（九月一七日）、天長節祝祭（一月三日）、新嘗祭（一月二三日）などの国家的行事が村の行事に組み込まれていた。そして、これらの日には、

正副戸長および村組の長である組長が大城神社の氏神に参拝することになっていた。

(5)

「明治一七年の改正」の中身は、すでに多くの先駆によって指摘されているように、次の四点である。(1)戸長役場管轄区域の拡大（平均五町村、五〇〇戸を標準）、(2)戸長官選制（但し町村人民が三人ないし五人を選挙し、その中から府知事県令が選任）、(3)区町村会法の改正、(4)町村費の費目および徵収科目の指示限定、および町村費徵収に対する強制徵収権の付与（大島美津子『明治のむら』一〇〇、一四ページ、山中永之佑「明治前期における地方制度の展開——幕藩体制の村から明治一七年の改正まで」）〔近代日本地方自治立法資料集成I「明治前期編」〕四一～五五ページ）。

(6)

金堂区有文書B-356。

(7) 徳田氏は「一八八四年五月内務卿訓示第九項および一八八五年六月内・蔵両卿建議または一八八四年六月二六日宮城県伺に対する内務卿訓示、同年八月静岡県伺に対する内務省指令から、「神社祭典費、神官給料、組長手当、人民惣代費が区町村費目に属せざしたがつて明かに区町村会の議に付されなかつた」と述べている（徳田第二論文八九ページ）。

(8) この臨時村会について、筆者は、本稿（中）『社会科学』五十二号）一三五ページで、「臨時村会は必要に応じて開催され、そこでは改正区町村会法に限定されない村のあらゆる事項が審議されたのである。この内容が村会成立以前の組惣代集会等との違いを見つけることは難いだらう」と書いた。ここで意識したのは、改正区町村会法に則つたのは通常村会であり、臨時村会は必ずしもそれに則つていなかつた、という考え方であった。臨時村会で、村の神事までも審議していたのはその証左であろう、と考えたのである。しかし、この「おわりに」を執筆するため、再度史料を読み直してみて、改正区町村会法の対象になつたのは臨時村会も含めてであり、村での混乱のためにか、あるいは神事について審議した会合をたまたま史料Eに「臨時村会」と書いてしまつたのではないか、と思うに至つた。一八八五年三月二九日の会合が「臨時村会」と書きながら、これを議決した人々が村会議員という名称ではなく、「村惣代事務員議決ス」とあるのは、村での混乱か、あるいは記述ミスではないかと思うようになったのである。したがつて、本稿（中）のイメージは「おわりに」のように訂正をしておきたい。

(9) 「村惣代」については、本稿（中）『社会科学』第五十二号）一四四ページの注（86）で、「この時、連合戸長役場設置以前で村を代表するものとして戸長がいたから、この「村惣代」はこの段階で村を代表するものではない。この「村惣代」の村での役割は不明であるが、村会議員とともに臨時村会で審議に参加していた」と書いた。しかし、本文で書いたような解釈が成り立つので、本稿（中）の表現は削除しておくこととする。

(10) この集会の名称は、村会成立以後連合戸長役場体制まで史料Eに一回登場する。

(11) 徳田第二論文、一一ページ。

(12) この「十七年の改正」については、通説では、町村会の政党化など自由民権運動の対抗処置であったといわれている。しかし、筆者は、町村会が政党化した例は、存在したとしても非常に稀なケースであったと考へてゐる。もちろん、稀なケースであつても、そのことを誇大化することによつて制度化は可能であり、結局のところこの問題については、意見を留保しておかねばならない。ただ自由民権運動の基本は国会開設運動であつたということと、全国つづらうらうらに自由民権運動が存在したわけではないということと、ましてや町村に公共意識の浸透はみられたとしても、町村会が民権運動の影響を受けてゐるという場合はかなり稀なケースであったと考へてゐる。

[付記] 本稿は、滋賀県神崎郡五個荘町史編さん過程で収集された金堂区有文書をもとに執筆した。ここに同文書の所蔵者である金堂区および五個荘町史編さん室の関係者の方々に感謝申し上げる次第である。